

Q45 借入債務の一本化

いろいろな業者から借金をして返済が大変です。低利子で債務を一本化して乗り切ろうと考えていますが、どのような方法がありますか。

A**1. 債務額の減額交渉、借り換え**

業者からの請求額と法律上の債務額とは異なりますから、業者毎に取引経過（借入れと返済の年月日・金額などの記録）の開示を求め、利息制限法で定められた制限利率で引き直し計算をして債務額を把握します。ケースによっては債務額が少なくなることがあります。債権者に、この引き直し計算の結果や一括支払いを提案して残債務の減額を交渉します。

また、改正貸金業法最終施行（平成22年6月18日）により、借換え貸付が総量規制の例外取引が認められておりますので、借主にとって従来よりも低金利、返済額軽減など有利な条件で、段階的に債務額を減らせるように借り換えることも考えられます。業者に相談してみてください。

2. 身内に相談

債権者との減額交渉がうまくいかなかった場合には、身内に相談してみます。返済が大変なほど借入れが多い訳ですから、新たに借入れができる信用状態にはないことを認識しなければなりません。多額の借入状況を知りながら貸付けをしたり、他の機関からの借入れ分までまとめて貸付けたりする、いわゆる借入債務の一本化をしてくれるところはなかなかみつからないと思います。一番可能性があるのは両親や親戚など身内だと思いますので、事情を説明して支援を申し込んでみることです。

3. 信用ある金融機関へ相談

両親などから借金ができない場合には、低金利で融資してくれる機関を探さことになりますが、「おまとめローン」などと称して借入れの一本化をうたっている一部の銀行、郵便局など信用のある金融機関に相談してみることが考えられます。その場合でも、収入や信用保証機関の保証などの制約がありますので、注意してください。いずれにしても、数社分の負債が整理できる額だけで

も融資を受けられれば、その後の弁済負担は今より多少は軽くなります。

4. 任意整理の検討

一時の家計のやり繰りだけではなく、収支上も慢性的に借りて返すような状態に陥る可能性が考えられますので、この際、根本的に借金体質を見直してみ、任意整理を考える必要もあります。債務の一本化では、問題の先送りにしかならない場合も少なくありません。多重債務状態の抜本的な解決を図ろうとするため、任意整理を含む債務整理を検討する必要がある場合ではないのか、検討すべきです。もっとも、この場合には、債務整理に入ると、業者から個人信用情報登録機関へ情報登録がなされるため、最低5年程度は新たな与信を受けられなくなりますので、ライフイベントとの関係でそのリスクも併せて検討することになります。

5. 甘い誘い文句には危険が一杯

ところで、広告、チラシやダイレクトメールで、例えば「絶対貸します」「今日必要な方、即時融資!」「問題解決!まとめ一本化」などの甘い誘い文句を目にしたたり、電話で「自宅を担保に借入れを一本化しませんか」などと誘ってきたりしますが、うまい話の裏には悪質な手口が潜み、信用できないことが多いです。かえって深刻な事態に陥ってしまうので、このような金融業者(整理屋)に依頼することは絶対に止めましょう。

債務の一本化は、一本化によって、より金利負担が軽くなるように行わなければなりません。しかし、実際には甘い誘い文句に却って金利負担が重くなる結果となり、事態を悪化させてしまう危険性があることに留意してください。

Q46 地方公共団体などでの応急的な借入れ

病気や失業などのため急にお金が必要になった時、行政や福祉機関からお金を借りることはできますか。

A

応急的に金銭を必要とする場合、社会福祉協議会（社協）や自治体が貸出を行っています。生活福祉資金貸付制度などと呼ばれており、目的・対象者別に制度が定められています。低金利（一部無利子）ですが、通常、連帯保証人が必要となります。ただし、緊急小口資金貸付のように資金種類によっては、連帯保証人が不要な場合もあります。

社会福祉協議会は法律により設けられた社会福祉法人で全国どこの自治体にもあります。地域福祉の増進を目指した活動を行っており、その地域にお住まいの方に対して、低所得者（定期的に改定される収入基準があります）、障害者、高齢者（概ね65歳以上）世帯の経済的自立を支援する資金の貸付や低所得世帯が公的給付の開始までに必要となった生活つなぎ資金や疾病・災害・盗難など不測の事情によって発生した必要資金の貸付けを行っています。また、失業によって生計の維持が困難となった世帯に対しても、一定の要件で生活資金を貸付ける制度もあります。

自治体が独自に応急福祉資金とか、医療・介護や被災などによる出費で生活費が必要になった時の緊急小口資金とかいわれる貸付制度を設けているところもあります。また、自治体の福祉・厚生部門が地元の社会福祉協議会（社協）の窓口となっていることも多いので、借入れなどが必要な場合は、まず自治体の福祉・厚生部門に相談してください。

このほかに、消費者信用生協が主導する、例えば（一社）生活サポート基金やグリーンコープなどのコミュニティファイナンス機関もあります。これらの機関は自治体の多重債務者生活再生事業と提携して、家計相談を行った上で、労働金庫が必要な資金を低利で貸付け（東京都の場合、貸付限度3百万円、連帯保証人1名が必要などの制限があります。）し、多重債務者の生活再生を支援しています。

もっとも、お金の支払時期を遅くするなどの工夫により、借入れせずに凌げる場合もあり得ます。借入れが必要かを考えてみましょう。

Q47 家族に内緒の借金

夫や親に内緒の借金の返済で苦しい状況です。家族に知られないで何とか返済する方法はないですか。

A

家族に内緒のまま返済する方法を考える余地がある場合もありますが、家族に内緒のまま返済を続けるのは、その場凌ぎにしかならず、問題の解決にはなりません。また、安易に借入れすると、多重債務に陥る原因ともなりますので、まず一人で悩まずに弁護士会、司法書士会、自治体などで行っている法律相談を受けるのもよい解決方法です。

1. 家族の協力は必須条件

借金の返済が苦しいということは、自分の収入だけでは、返済ができなくなっているのです。もうこれ以上、返済のための借金をすることは止めなければなりません。このような状況では、家族に事情を打ち明けて理解を得て、協力して解決に当たるのがよいと思います。夫の収入のみで生計を立てている場合は、一家の生計を健全にするためにも、なおさら早く打ち明けることが必要です。

事情を打ち明けた結果、怒られたり、一旦は人間関係がこじれたりしたとしても、あなた自身が真に反省して今後誠実に対処すれば、関係は修復できるでしょう。ところが、どうしても打ち明けられない場合、破産とか任意整理を取り組むこととなりますが、返済原資が行き詰まることが多いので、できるだけ家族の問題として取り組む方がよいです。

2. 配偶者の暴力対策

また、配偶者の暴力を恐れて打ち明けられない場合もあります。債務整理とは別に解決しなければならない問題です。いわゆるDV法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律）より保護されますが、生命及び身体に重大な危害を受けることが危惧されるような場合には、警察や都道府県や市町村の配偶者暴力相談支援センター（女性センター、福祉相談所などで行っているところもあります。）に早めに相談してみるとよいでしょう。

Q48 借りては返す借金体質の改善

借金がかさんで、借りては返すという繰返しになっています。こんな生活から抜け出したいのですが。

A

1. 家計の見直し

生活費が足りなくてとか収入が減ったとかで、借り始めた借金ですがいつのまにかあなたの収入に見合わない金額になっていませんか。

借金には利子が付きます。早く計画的に返済していかないと利子が利子を生んで、借金はどんどん膨らんでいきます。

そのためには、家計の見直しが重要です。携帯電話などの通信費は、思いのほか掛かっています。外食は多くありませんか。ブランド品やギャンブルにはまっていますか。けがや病気のそなえはできていますか。

すぐに家計の見直しを進めて、計画的に返済することが必要です。

家計の見直しの方法は、家計簿をつけて支出をしっかりと把握することですが、日記と同じで日々の家計をつけるのはなかなかできません。簡単な家計表などで週単位で家計を点検してはどうでしょうか。あるいは「赤字を出さず返済額以上貯める」、「携帯は通信・通話のみ」、「極力外食をしない」など目標を決めて実行するのも一つの方法です。

借金体質からの脱出には、赤字を出さないという覚悟が必要です。家計の点検は楽しいことではないかもしれませんが、一度覚悟を決めれば愛車や好きなエステなどをあきらめることもできます。

2. 債務整理も解決の方法

家計の点検も見直しも済んで、無駄な支出はやめたり、減らしても、どうしても赤字になる場合もあります。

家族も含んだ勤務先のリストラや倒産、病気やけがで急に収入が減ったり、なくなったり、のケースがあげられます。

こうした場合、無理して借金の返済を続けることは、借金がかさむ一方で解決がますます難しくなります。すぐに債務整理を弁護士・認定司法書士、(公財)日本クレジットカウンセリング協会など専門家や専門機関に相談してください(Q1を参照してください)。

Q49 収入減少と住宅ローン返済

収入が減って、住宅ローンなどを支払っていけなくなりました。
どうすればよいですか。

A

1. 住宅ローンと金融業者などからの借金とを区別

借金をした当時の収入では余裕を持った返済計画であったにもかかわらず、経済的状況の変化や個人的状況の変化により返済計画に狂いが生ずる場合が多々あります。残念ながら、住宅ローンを組んだ際に予定していた収入が得られなくなった以上、住宅の維持は困難になったということが言えます。減少した収入でローンを組み立て直して、なんとか住宅ローンを払い続ける方法を債権者との交渉で認められれば良いのですが、そうでない場合は、住宅を手放すことを覚悟しなければなりません。

ここでは、ローン返済のために売却できる他の財産をもっていないことを前提として、住宅ローンだけの場合、住宅ローンのほかに金融業者などからの借金がある場合に分けて対処の仕方を考えてみます。いずれにせよ、返済額の減額や借金の借り替えが成立しなかった場合には、最終的に債務整理をすることになります。

2. 住宅ローンだけの場合

(1) 住宅物件に価値がある場合

ローンの返済期間の延長などにより、月々の返済額の減額を交渉します。交渉が成立すれば減額された返済額でローンが続けられます。交渉が成立しない場合は、ローンの目的物を売却して一括返済ということで時間的余裕を受けることです。その際、売却額が残債権額などに不足する場合にどうするかも債権者との間で決めておかななくてはなりません。

(2) 住宅物件に価値がない場合

売却するものがありませんから、返済額をあなたが払える額まで減額交渉をするほかありません。

3. 住宅ローンのほかに金融業者などからの借金がある場合

貸金業者からの借金は高利なものが多く、請求額が直ちに法律上の債務額と

ということにはならないので、まず弁護士・認定司法書士に相談してこれらの債務額の減額や金利引下げの交渉をしてみます。住宅物件に価値がある場合には、銀行などから低金利で借入れ、高利分の借入を一括返済することも有効です。

住宅ローンのほかに、消費者金融等から借入れをしてしまったということは、返済可能額を上回る借入れになっている場合が多いでしょう。

特に、住宅ローンを返済するための資金を借入れで賄っている場合、住宅を維持して住宅ローンを払っていきけるだけの資力がなくなっている状態にあると見なければなりません。その場合、住宅を手放して返済や家計を根本から見直す必要があると言わざるを得ません。

Q50 住宅を手放さずに債務整理

収入が減り、住宅ローンを支払えなくなりました。サラ金、クレジット会社からのキャッシングも重なり、返済が困難になりました。家を手放さないためにはどうすればよいですか。

A

次の三つの方法が考えられますが、住宅がある場合は手続きが複雑になりますから、この場合は弁護士に相談するのがよいと思います。

(1) 任意整理の場合

住宅ローンの金融機関に対し支払条件を緩和してもらおう交渉を行うと同時に、その他の債権者と毎月の支払額の減額交渉を行います。その結果、住宅ローンと他の債権者への毎月の支払額の合計額を毎月の収入から生活費を差し引いた金額の範囲内に収めることができれば、住宅を処分せずにそのまま支払っていくことができます。

しかし、他の債権者への支払いを減額するにも限度がある（通常、3年程度以内で完済できることが目安になります。）ので、任意整理が難しい場合もあります。

(2) 個人再生手続きの場合

被担保債務を除く無担保債務が5千万円以下で、毎月安定した収入がある個人の場合には、個人再生手続きによることが考えられます（Q16、Q19を参照してください）。

(3) 破産の場合

個人再生手続きでも解決できない場合は破産しかありません。この場合は、住宅は手離すのが原則になりますが、ローンの残額が不動産処分額を上回る場合（例えば1.5倍以上）には、破産手続きの中では家を手放さずに済む場合もあります。ただし、住宅ローンの抵当権者による競売申立て等によって家を失うことが考えられます。

Q51 過払金の取り戻し

高利な借金ですが、金融業者から請求されるまま返済しています。新聞に出ていた過払金とは何ですか。自分でも手続きができますか。

A

1. 過払金とは

一言でいえば、債務者が債権者である金融業者に弁済し過ぎた金額のことです。過去に利息制限法の制限利率を超える利率で借入れ、約定どおりに弁済している場合は、制限利率を超えた利息部分は本来弁済する必要のない利息です。そして、この利息を債務元金残高に充当する引き直し計算を行った結果、実質の元金残高はゼロになり、本来であれば弁済する義務がないお金が発生した場合に、そのお金のことを「過払金」といい、訴訟や交渉によって返還してもらうことができます。

2. 過払金の発生メカニズム

利息制限法では、制限利率を金融業者から借入れた金額が10万円未満の場合は年20%、10万円以上100万円未満の場合は年18%、100万円以上の場合には年15%としています。そして、平成22年6月18日の法改正まではこの制限利率を超えた利率で計算された利息部分は無効、制限利率の超過部分を債務者が任意に支払った場合は、その返還を求めることはできない（みなし弁済）との規定もありました。

一方、最高裁判所は、「債務者が任意に支払った場合は、その返還を求めることはできないが、元本を返したことにできる。そして債権者に返し過ぎたときは債権者から返してもらうことができる」との判断を示し、その後、「債務者の弁済の任意性など所定要件の充足については、厳格に解釈すべきである」として、みなし弁済の成立を実質的に否定する判断を示しました。

そして、改正利息制限法の最終施行（平成22年6月18日）で、任意支払いの条項は廃止され、また、改正出資法で業者の違法貸付とされる制限利率が年20%に引き下げられ、さらに改正貸金業法で従来行われていた一定の条件の下で利息制限法を超過して支払われた利息（「グレーゾーン金利」といいます。）をそのまま有効な利息の支払いとする、いわゆる「みなし弁済」が廃止されました。

したがって、弁護士などは、このような業者のグレーゾーン金利による利息受取りに対して、債務者の利益を守るため、金融業者から取引履歴（借入れと返済の年月日・金額などの記録）を取り寄せて、約定利率が利息制限法の制限利率を超えるときは利息制限法の制限利率で借りたことに置き換えて計算し直し、法律的に支払わなければならない最終的な残元金額を算出（この作業を「引き直し計算」といいます。）しています。この結果、残元金額がマイナスになった場合は、「過払金が発生している」ということになります。

3. 自分での返還請求

過払金の返還請求を債務者自身で行うことは可能ですが、金融業者は貸し手側で立場上も優位に展開しようとしますから、素直に返還には応じてくれません。実際に弁護士が行う場合でも、訴訟によらなければ返還を受けられないということが多く、解決するまでには法律の専門家をもってしても半年以上かかります。また、専門的な知識が必要になりますから、本人が返還の交渉を行うことはかなり難しいですので、弁護士・認定司法書士の法律専門家や（公財）日本クレジットカウンセリング協会へ依頼するのがよいと思われます。

自分で過払金返還請求をする場合、業者の主張する大幅に減額した支払いで和解してしまう例もあり、せっかくの過払金を減少させてしまうことが散見されます。専門家に依頼して損をしないようにすべきです。

もっとも、過払金の発生は、少なくとも債務者が長期間にわたって約定したとおり弁済を続けてきたことを前提とした話ですから、返済が遅滞していた場合など状況によっては該当しない場合もあります。

Q52 借金の減額

支払いをしていなかった借金に利子が付いて多額な請求をされています。利子の部分だけでも減額してもらおう訳にはいきませんか。

A

1. 消滅時効の正否

古い借金の場合、消滅時効の成否をまず検討すべきです。支払いが全く途絶えたままで、かつ法的手続きによる請求（訴訟、支払督促、強制執行など）もなければ、個人が借主、債権者も個人の場合には10年、債権者が会社の場合には5年で消滅時効が完成し、利子部分（正確には、利息ないし遅延損害金）はおろか残元金部分の支払義務もなくなります（詳しくはQ37を参照してください）。

2. 利子の減額交渉

時効の完成に程遠い場合には、支払わざるを得ない方向で検討することになります。しかし、支払いを再開する場合もただ漫然と支払うのではなく、利子部分のカットを粘り強く交渉してまとまったときは、残元金部分のみの返済で済ませるような合意書（和解書）を債権者と取り交わしておきます。なお、債務者側では利子部分カットの合意書を取り交わすまで、支払いを止めるという戦術をとるのが一般的です。

債務者が直接に債権者と交渉するのが困難であれば、弁護士・認定司法書士に任意整理を依頼するか、債務者本人で簡易裁判所の特定調停を申立てるのがよいでしょう。

3. 多重債務の場合

また、債務者の借金が一口だけではなく多重債務の場合には、弁護士に任意整理、ないしは自己破産を依頼すべきです。自己破産の場合、免責許可の決定が得られれば残元金のみならず、利子部分にも免責の効力が及び、元利金全体の支払義務から免れます。

Q53 借金に対する家族の支払義務

子供が借金をしたまま行方不明です。「家族が払え」と取立てが来るのですが、支払義務はあるのですか。放っておくと利子が付いて大変なことになりませんか。

A

1. 不当な支払請求

借金をした債務者本人（「借用書に署名捺印して、金銭を受け取った本人」のことをいいます。）以外の者は、（連帯）保証人でない限り、たとえ家族であるといえども一切の支払義務はありません。「家族だから支払え」という取立ては、貸金業法21条1項7号違反ですから、無視して差し支えはありません。無視しても、家族にしつこく取立てが続くようであれば、登録業者が加盟している各都道府県の貸金業協会、貸金業者の監督官庁（金融庁、財務局、都道府県）に苦情を申立てれば、まず止むはずです。

もちろん、支払いがなければ利子（遅延損害金）は日々増えてますが、行方不明の本人に対し、債権者が法的な請求手続き（訴訟、支払督促など）を取らなければ、借金自体も消滅時効にかかるのですから、家族が肩代わりする必要は全くありません。もし、消滅時効が完成する前に本人が現れた場合には、弁済を始める前に、本人が弁護士・認定司法書士に債務整理について相談した方がよいでしょう。

2. 本人死亡時の相続手続き

行方不明の本人が死亡した場合（次項の失踪宣告の場合も同様です。）には、それを知った時から3カ月以内に、家庭裁判所に相続放棄の手続きをしなければ、法定相続人である家族が借金の支払義務を引き継ぐことになってしまいますので、十分に注意してください。

3. 本人の失踪宣告

行方が分からず生死不明の状態が一定期間（注）続くと、その者の配偶者、親子などの請求により家庭裁判所が民法上の死亡者として取り扱うことができます。

（注）普通失踪の場合は7年間です。

Q54 名義の冒用

家族が私の名前で借金してしまい、その返済を迫られて困っています。私が払わなければならないのですか。

A

1. 法律上の権利義務

法律上の権利義務関係は、原則としてその人の意思に基づき、かつ個人毎に発生します。このことは、家族間においても同様です。したがって、家族の者が勝手に自分の名前を使って借入をしても、名義を偽って使われた（名義の冒用）事情を説明し、返済に応じられないことを主張すればよい訳です。

もっとも、名義を使用されたことについて、印鑑証明や本人確認資料などが提出され、本人の落ち度が認められる場合、民事訴訟上本人が契約したのと同視され、支払い義務を肯定される場合があります。訴訟になった場合などは、弁護士などの専門家に相談するべきです。

2. 夫婦の連帯責任の問題

ところで、夫婦の場合は少し事情が違います。日常生活上の取引においては、夫婦の一方が他方の名義を使うこともありますから、夫婦の一方が他方の名義を偽って使い、取引を行ったような場合でも他の配偶者も一緒に債務の返済を行ってくれるものと信じがちです。そこで、民法も夫婦の場合には一定の要件のもとに、直接取引を行わなかった他の配偶者も一緒に債務の返済を行うべきこと（「日常家事債務に関する夫婦の連帯責任」といいます。）を規定しています。

この夫婦の連帯責任について、最高裁判例では、夫婦の一方が第三者と法律行為をした場合、相手方である第三者がその行為が日常家事に関する法律行為であると信じることにについて、正当な理由があるときに限り、表見代理（注）の趣旨を類推して夫婦のもう一方に責任が生じるとされています。

（注）表見代理

代理権のない代理行為がなされたとき、本人と自称代理人の間に代理権の存在を推測させる一定の事情があって、本人に責任を負わせてもよいと考えられる場合には、代理権が実際にあったのと同じように取り扱うという制度です。

したがって、貸金業者から他方の配偶者の名義で借金をする場合には、業者はその配偶者に問い合わせるなど調査を行うべきであり、これを怠った場合には表見代理は認められず、他方の配偶者の支払義務はありません。

Q55 借金の相続問題

家族が死亡して借金があることが判りました。借金は代わって払わなければなりません。どんな手続きが必要になりますか。

A

1. 相続方法の選択

家族が死亡した場合、何もしなければ相続人に法定相続分に応じて借金の返済義務が生じます。しかし、それぞれの相続人には被相続人の財産と債務を相続するか否かの自由が認められており、相続人は全然相続しないということ（相続の放棄）も可能ですし、あるいは相続財産の範囲内で債務も相続して弁済するが、それ以上の債務は相続しないこと（限定承認）も可能です。いずれの方法をとる場合も、原則として家族が死亡したことを知った日（相続人となったことを知った日）から3カ月以内に被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に相談放棄の申述手続きをとらなければなりません。相続財産を一部でも処分したり、3カ月以内に家庭裁判所へ上記の手続きをとらなかつたりすると、財産と債務とも無条件で無制限に相続されたとみなされますから、注意してください。

2. 相続の放棄

死亡した家族が債務超過である場合に、相続を放棄することによって、財産も取得できない代わりに債務も負担しなくてよいことになり、家族の借金を代わって支払う必要がなくなります。家庭裁判所から郵送されてきた「相続放棄の申述受理通知書」のコピーを取立てのあった債権者に送ればよいです。また、相続人のうち誰かが相続の放棄をすると他の相続人が債務を負うことになるので、第一順位の相続人が全員相続の放棄をするとともに、次順位の相続人に連絡して相続放棄の手続きをとってもらうことも必要です。手続きは普通2～3週間あれば終了します。

被相続人に債務がある場合でも、過払いになっている場合、債務の相続でなく債権の相続になる場合もあります。相続放棄の前に、今一度、過払金が発生していないか検討・確認してみるべきです。

3. 限定承認

相続財産に対して債務額が明らかに多い場合は通常、債務放棄をとることになり、債務額の見当がつかない場合には限定承認をとることもあります。財産目録（土地建物などの不動産、動産、預貯金、債務など）を作成する必要があるほか、相続人全員が共同で行わなければなりません。